

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A会社（以下「会社」という。）に勤務していたが、平成〇年〇月〇日、熱交換器の撤去作業中に負傷し、同月〇日に死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、給付基礎日額〇円に应ずる遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額は〇円が妥当であるとして、これを取り消したため、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を〇円に変更決定し、遺族補償給付及び葬祭料を追加支給する旨の処分をした。

請求人は、この変更決定処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人は、会社から被災者に未払いとなっている残業代等が算定されていない旨主張して再審査請求に至っているが、当該未払い賃金の内容について具体的な主張をなさず、自らの主張を裏付ける客観的資料の提出も行っていない。

(2) 改めて、当審査会において、一件記録を精査したが、被災者には新たに未払い残業として加算すべき賃金は認められなかった。

3 以上のとおりであるから、被災者の給付基礎日額は〇円を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。